

企業統治

HCアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者
加入協会

関東財務局長（金商）第430号
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人投資信託協会

<https://www.fromhc.com>

2025.6.10

人+産業金融=成長
成長を支える投資の原点へ



概要

企業統治とは

株主によって選任された取締役が構成する取締役会が、経営トップを選任し、株主の財産及び会社経営をゆだねるとともにその経営を監督することになっている。この監督のことを「ガバナンス」といい、取締役会を中核とするガバナンス体制を「ガバナンス・システム」という。

ガバナンスと企業価値

企業のなかの各事業経営のガバナンスに基礎があるのは当然だが、より重要なのは、複数事業の結合の正当性を保証すること、つまり、事業結合の効果を正の価値に保つことである。

ガバナンスと資金調達

企業金融においては、資金調達の合理性は、企業全体のガバナンスに決定的に依存する。事業金融においては、資金調達の合理性は、事業そのものの合理性に依存し、企業全体のガバナンスに依存する程度を小さくすることができる。

企業統治と資本構成の意味

資本構成は、貸借対照表の左側に記載されている資産の構成に対応している。事業の遂行には、事業に必要な資産の保有が不可欠である。企業統治とは、資産の保有を、事業の遂行にとって、必要不可欠の最低限のものに制限し、その資産を保有するための資金の調達について、最適な資本構成を維持することを、経営の責任において、确实ならしめることである。

事業遂行のための資金調達

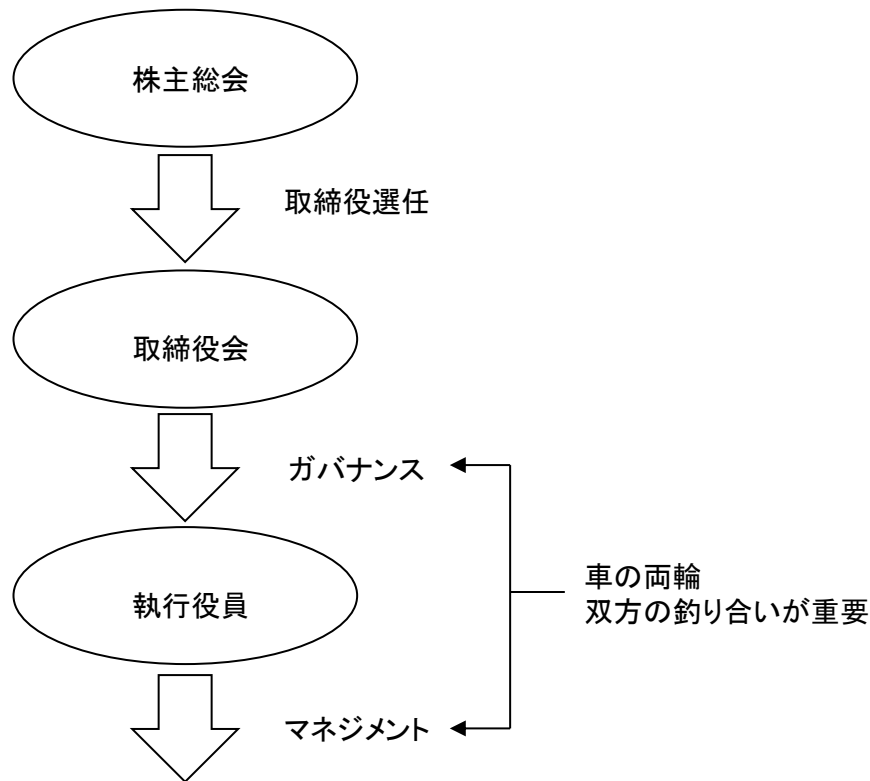
いかなる事業であれ、事業を遂行するためには、資金が必要である。企業とは、資金調達のための装置であり、企業統治とは、資金を供給するものに対する責務の履行を確かならしめる仕組みである。

企業年金のガバナンス改革

コーポレートガバナンス・コードで律された企業経営と、フィデューシャリー・デューティーで律された金融機関の二つが揃ってはじめて、企業年金のガバナンス改革が実現される。高度なガバナンスのもとにある企業年金は、コーポレートガバナンス・コードを通じて、企業のガバナンス改革を加速させ、そのことが、更に、企業年金の健全なる発展を促すこと、これぞ、好循環の実現の見本である。

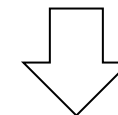
用語集もご参照ください <https://www.fromhc.com/glossary/>

ガバナンスとは



日本の問題点

ガバナンスシステムの形骸化＝監督機能の麻痺

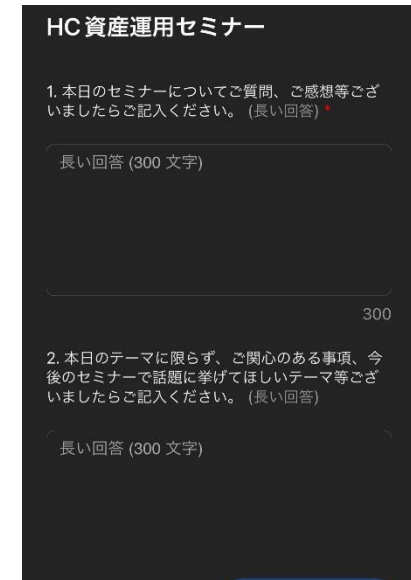
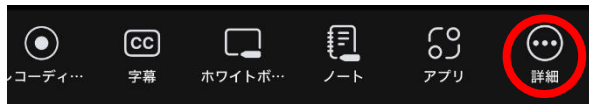


成長戦略のためのガバナンス改革のターゲット

- コーポレートガバナンス・コード
上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の指針。株主のガバナンスを反映する経営行動のあり方を示唆。
- 監査等委員会設置会社
株式会社の法的根拠である会社法を改正して、株主のガバナンスが実効性を持つよう社外取締役の導入の普及を期待
- 日本版ステewardシップ・コード：責任ある投資家の諸原則
機関投資家を対象に、株主らしい行動をとるように要請 = 株主のガバナンス
- アセットオーナー・プリンシプル
年金や大学等を含むアセットオーナー全般に対し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす自主的な取り組みを促す原則

講演後アンケート/注意事項

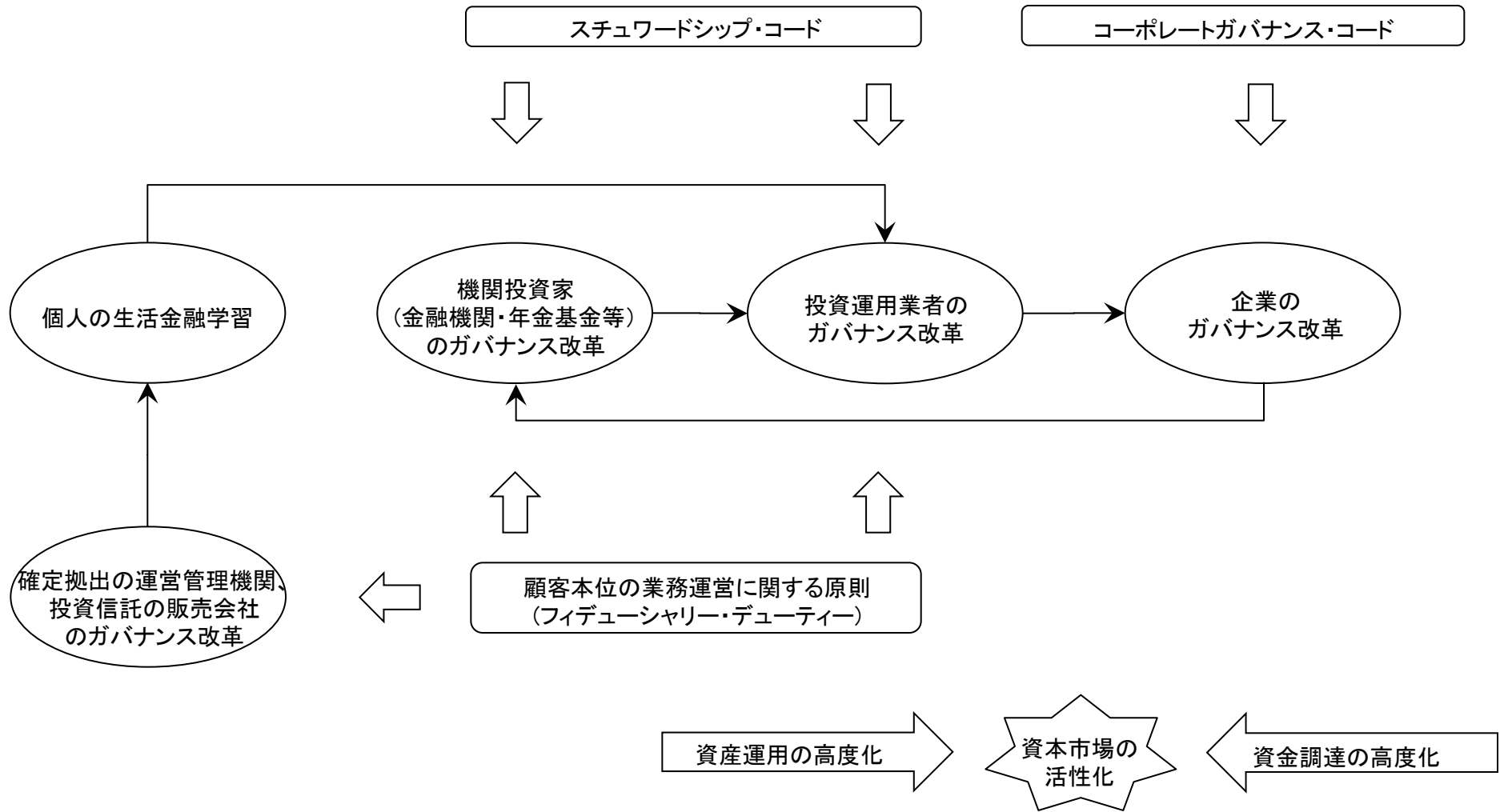
今後の運営に活かしたく、ご質問やご意見、ご感想、ご興味あるテーマなどを承っておりますので、ご自由にご意見をお寄せください。
回答方法:各セミナー講演途上でZoom上で配信します。配信後は一度閉じた場合でも、以下の通り詳細から再表示できます。



注意事項

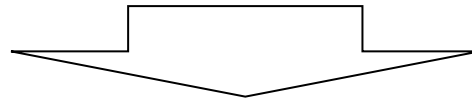
- 本セミナーは、資本市場における種々の投資対象や投資に関する概念等について解説・検討を行うものであり、当社が行う金融商品取引業の内容に関する情報提供及び関連する特定の金融商品等の勧誘を行うものではありません。
- 本資料中のいかなる内容も将来の投資成果及び将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 本資料の著作権その他知的財産権は当社に帰属し、当社の事前の許可なく、本資料を第三者に交付することや記載された内容を転用することは固く禁じます。

ガバナンス改革



コーポレート・ガバナンスコード【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用(運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む)の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。



アセットオーナー(年金基金、金融機関など)自身も運用会社の能力、妥当性を見極めるプロとしての能力を持つことが重要です。

2023年11月、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 改正成立

第2章「顧客等に対する誠実義務」の新設

⇒ 金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対して、横断的に、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を新設

⇒ 金融サービスの提供等に係る業務を行う者が列挙されており、確定給付・確定拠出企業年金基金を含む年金基金も対象として明記